

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年1月10日(水曜日)

午後 1時30分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午後 2時28分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- | | |
|------------------------------|---------|
| ① 狭あい道路及び後退敷地等の整備事業の制度改正について | (建設計画課) |
| ② 道路愛称名変更について | (道路管理課) |
| ③ 「ゾーン30」について | (道路管理課) |
| ④ 南町3丁目危険建築物に係る行政代執行について | (建築指導課) |

(2) その他

2 出席委員(6名)

委員長	黒木 勇 君	副委員長	大津 亮一 君
委員	中庭 次男 君	委員	飯田 正美 君
委員	高橋 丈夫 君	委員	松本 勝久 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉 宗志 君		
建設部長	猿田 佳三 君	建設部技監兼 道路管理課長	木村 勤 君
建設部技監兼 建築課長	小林 幸夫 君	建設計画課長	大森 幹司 君
道路建設課長	安達 茂 君	生活道路整備 課長	川又 弘一 君
河川都市排水 課長	三村 隆 君	土木補修事務 所長	大山 裕己 君
内原建設事務 所長	谷 萩 幸治 君		
都市計画部長	村上 晴信 君	都市計画部 副部長	綿引 信明 君
都市計画部技監兼 建築指導課長	川崎 洋幸 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴之 君

都市計画部参事兼 住宅政策課長	和 田 宏 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加 藤 久 人 君
都市計画課長	黒 澤 純 一 郎 君	公園緑地課長	上 田 航 君
下水道部長	白 田 敏 範 君	下水道部技監	弓 野 憲 一 君
下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君	下水道整備課長	松 葉 光 隆 君
下水道施設 管理事務所長	小 田 博 之 君		

6 事務局職員出席者

議事係長	網 島 卓 也 君	書記	武 田 侑 未 子 君
------	-----------	----	-------------

午後 1時30分 開議

○黒木委員長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年も昨年同様よろしくお願ひいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは初めに、狭あい道路及び後退敷地等の整備事業の制度改正について、執行部から説明を願ひます。
大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、狭あい道路及び後退敷地等の整備事業の制度改正につきまして、建設部建設計画課提出の資料により説明をさせていただきます。

改正の目的でございますが、市民生活に密着した生活道路につきましては、重要な社会基盤ですが、市内には道路幅員が4メートルに満たない道路も数多く存在しております。このような中、安心、安全な住環境を確保していくためには、市と市民が協働し整備を進めていく必要があります、これまで、狭あい道路及び後退敷地等の整備事業の制度に基づき、関係地権者の同意が得られた要望路線から、順次、整備を進めてきたところでございます。

しかしながら、当初賛同の得られた路線において、事業着手後に境界が確認できないなどの理由により、事業を休止せざるを得ない路線や、敷地後退がなされているはずの宅地部分における後退率が低い場合でも、沿道に農地などを多く含むことによって、路線全体で基準を満たすなど、整備の趣旨に沿わない事例も見られるようになるなど、さまざまな課題が生じてまいりました。

そのため、これらの課題を踏まえ、代表者はもとより、関係権利者の事業協力に関する責務を明確にすることや、後退敷地の状況に関する基準の一部を見直すことにより、より実現性の高い路線につきまして採択することで、より効率的、効果的に事業の推進を図るため、制度を改正するものでございます。

2番の改正点でございます。

今回の主な改正点は、こちらに記載してございますとおり、これまでの後退率は、全路線で80%以上確保されていればよかったというふうな形になってございましたが、今後はさらに、宅地として利用している部分の後退率も80%以上必要とするような形の採択要件の厳格化を図っております。

また、2つ目に記載してあります用地の取得に関しましては、これまで、買収とさせていただいたものを、隅切り部分以外は寄附としたことのほか、3番目に記載してあります休止事業の取り扱いなどにつきましては、事業採択後の有効期限をこれまで設定しないことにより、事前協議終了後申請待ちとなっている路線、そのままになっている路線や、事業採択後休止扱いになった路線の取り扱いに関して記載がなかったことから、今回これらを適切に処理するために、有効期限を設定することで事業の効率化を図っていくことを改正点として上げております。

なお、参考といたしまして、次のページには、現行基準と改正後の概要を一覧表にしたものを参考資料1として、またその次のページ、A3判カラーの折り込みになってございますけれども、これまでの基準と改正後の場合の後退率の考え方の違いがわかるように、例をお示ししたものを用意させていただきました。

また、一番最後、参考資料3といたしましては、今度の改正後の要項のほうを添付させていただいており

ますので、後ほど御参照を願いたいと思います。

1ページに戻りまして、3番目のこれらの施行期日の件につきましては、この改正した狭あい道路及び後退敷地等の整備事業の制度につきましては、年度末まで周知期間をとらせていただき、平成30年4月1日、新年度より運用してまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 内容につきまして、何か御質問等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 もう一度確認をしたいと思うんですが、後退率が80%というのがありましたが、今度は全体の中で宅地の部分についても後退率が80%以上とするということになって、別枠にすると、それぞれカウントするということになったので、これによって、申請がしにくくなったということがありますが、これはいかなのかということと、それから、今度、用地の取得については、後退敷地の部分だけ買収する。これまでどのような取得が行われていたのか、お答えいただきたい。

それから、休止事業の取り扱いというのがありますが、1年以上というのが後ろに書いてありますが、これは全体の延長件数の中で、どのくらいの率を占めているのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容的には、今回基準を改正したことによって、申請がしにくくなったのではないかというお話と、あと、後退敷地の買収の部分がどういうふうな形になるのかと。あと、実際にまだ着手していない部分の路線の延長がどのくらいあるのかというような御質問かと思えます。

これまで、狭隘道路の整備につきましては、整備を進めてきた中で、平成28年度末でまだ未整備となっている路線は約2万5,000メートルございます。このうち、境界が決まっていないなどの理由で、休止されているものも約7,400メートルに上っております。こういったところ、これが多分3番目の御質問になりまして、2番目の用地の部分ですけれども、今までは、用地買収として相続税路線が3分の1で、現行基準では買収のほうをさせていただいてございますけれども、今度の制度改正では、そちらのほうは寄附にさせていただいております。ただ、通常の後退敷地以外の、また角地の部分で、隅切りとして必要になってくる土地につきましては、法の定めでセットバック以上に制限の御協力をいただかなければならないということで、そちらのほうについては買収というような形で、取り扱いさせていただいております。

また、ちょっと質問の順番に対して答えが逆になって申しわけなかったんですが、申請がしにくくなったのとはというようなことでございますけれども、今の段階で、これだけ未整備の延長が相当数まだ残っているという話の中で、この事業自体は市民の要望が非常に多い事業でありますことから、今回、制度を改正することによって、これらの市民の方々の合意形成が得られている要望路線はできるだけ早く整備が進められるようにしていくことが、サービスの向上につながるというふうなことで考えてございますので、このような改正を進めたいということで考えております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 市民サービスの低下につながらないということなんですが、今まで後退敷地に取得の3分の

1と出ていたんですが、この費用というのは幾らぐらい今までお金が支出されていたのかということと、それから、大体年間どのくらい整備がされているのか、延長の距離。それから、年間どのくらい狹隘道路の申請件数があるのか、お答えいただきたい。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

後退敷地に係る用地買収がどのくらいかという御質問でございますけれども、今年度の予算の中でいきますと、用地買収費としては約1,000万円ほどが計上されて、それを敷設しているような状況でございます。

あと、申請の本数、そちらのほうについては、ここ直近3年ぐらいなんですけれども、1年に大体15路線から20路線ぐらいずつ申請が上がってきてございます。そのうち条件が整って、採択に至る路線につきましては、路線数でいきますと5路線から10路線の間、多少年度によってでございまして、そのぐらいの形で採択はしてございます。

それとあと、年間の整備延長でございますけれども、大体1年当たりで約2,000メートルから2,500メートルの間の整備が進められております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり今、お話を聞いた中で、今回の改正は市民サービスの低下につながるんじゃないかなというふうに思いました。1つは、年間大体1,000万円ぐらいかけていた用地の取得費が、今度はゼロになってしまうと。だから、予算の削減の一環ではないかというふうに思いますし、それからもう一つは、申請する場合、今回は宅地は別にして後退率80%以上とするということで、これも、これまで以上に申請がしにくくなってしまいます。

そしてまた、1年以上休止の場合は、これはもう今後は地権者の方に差し戻しということで、そういう点では、私はこれは市民サービス、行政の後退につながるんじゃないかというふうに思うんです。毎年2,500メートルぐらいずつ整備しているわけですから、その点でも、さっき言った7,400メートルはちょっと今、休止状況だけれども、それ以外のところは進められているので、その点で、やっぱりこれは改正というよりは、改悪のほうに近いんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この用地を寄附することは、予算の削減ではないかということが1つございましたけれども、私どもとしては、整備に必要な予算については、随時予算確保に努めて、なるべく早目に整備ができるように努めていくつもりではございますので、引き続き、早期の整備に向けて予算確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

また、宅地の部分での後退率が8割という新しい基準ができたことによって、申請しにくくなったのではないかということなんですけど、もともとこの狹隘道路の整備事業につきましては、宅地を建てたときに敷地後退した部分を利用して道路を4メートルに整備しようというのが本来の趣旨でございます。そういった意味では、今の状況でいきますと、宅地の部分にやむを得ずちょっと出っ張ってしまっただけで支障物件がある

とかというものではなくて、もともと後退していないというところも数多く見られるので、そこは法の趣旨に照らし合わせていったときに、きちんと敷地後退した部分を利活用していくという、その趣旨にも合わせる事が筋かというふうに考えております。こちらのほうについては、もともと市民の方にやっていただかなければならないことはきちんとやっていただいた上で、できるだけそういった要望が出てきて、早期整備を図れるところは進められるようにしていくことが、私どもの市民サービスの向上につながるのではないかと考えておりますので、こういう形で改正のほうは進めていきたいと考えてございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 この地図をちょっと見たんですが、結局今までは、支障となる物件のある土地があった場合でも、それが全体の80%以上であれば整備されたのが、今後は、その下の表でわかるように、宅地部分が73.3%なので、整備されないということになっちゃいますよね。そうすると、結局その宅地の中に、塀だとか井戸があった場合、自分で今度は撤去しなくちゃ、いわゆる狭隘道路の申請ができないということになってしまって、結局狭隘道路の整備がおくれてしまうと。この表で見ると、この下の左側の表の場合ではできなくなってしまいますので、右側の表のように、自分で結局いろんなものを壊さなければならぬと。塀だとか何か壊さなければならぬということで、余計整備しにくくなってしまわないかと思うんですが、その点を非常に私は危惧しているんですけども、どうでしょうか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設設計課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの資料の中で、参考資料2の部分の図面のほうでのお話かと思えますけれども、こちらのほうの事例、あくまでも事例としては右左に支障物件があって、道路の中心から均等に、例えば4メートル出れば2メートルずつ下がった場合に支障となる部分がどうだという事例を、今までの事例に対して、今後改正後どうなったかというような形でお示しさせていただいたものですが、先ほどもお話しさせていただいたとおり、本来宅地の部分であれば、家が建っていれば、敷地後退がなされていなければならないという部分の趣旨から考えた場合に、その部分が全部下がっていないのに、実は路線として、田んぼや畑とか、そういったところも含めることによって、事業がオーケーになるという話になりますと、やはり本来の趣旨である宅地として建てられた部分の敷地後退、その部分を利活用して整備を進めていくという趣旨とちょっとかけ離れてしまうのではないかとこのところがありましたので、その部分については、今の改正のとおり進めていきたいというふうな形で考えております。

ただ、これはあくまでも事例として道路の中心から右左というような形になりますけれども、地元で調整した上で、例えば片側に、反対側の地主の協力が得られるとか、そういった形で、ちょっと今まで真っすぐがちょっと曲がっちゃうかもしれないけれども、何とか協力が得られるんだという場合のほうも、協議の中では、そういったところも含めて調整できるような形にしてございますので、そういったところも調整がきけば、事業が進められるという点ではサービスの低下にはなっていないんじゃないかというふうに考えてございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 何で今ごろというか、こういうものが出てきたのかなと思って、今、私も合点がいかない部分

もあるんですけども、要するに、じゃまず、議員が持つておいたら、寄附行為ですよ。この扱いはどのようふうに考えていらっしゃるのかということ、それで、要するに長さは制限ないね。昔から私は言っているんだけど、法定外道路だとか何だとか去年あたり聞いたような話もあるんだけど、要するに、芯から2メートルずつの4メートルでは、車がすれ違えないんだよね。だから、私は5.5メートルにしろと、家のないようなところは。そういうことを過去には何回か言ってきた経緯があるんです。この狭い道路及び後退敷地等の整備要項というのは、水戸市がやるんじゃなくて、地元の皆さんが同意をして、地元から上がってくるやつだから、水戸市がやりますよという話の事業ではないんだよ、これはね。これは地元から上がってきて初めてそれが幾つか重なって、今もたまっているんじゃないのかなというふうには思っております。ですから、その法定外道路と1.8メートル以上の公道とのそのかわり、片方はセットバックしなくていいよ。片方はするんだよと、これの解決というのは、まだ全然なっていないんだよね。だから4メートルでも狭いと言ってるんだけど——だから、前の話を繰り返しちゃうと、2.9メートルにしかならないんだよね。だから、何でもこういうものを、都市計画部のほうともう少し調整をして、横で連絡をとって、その辺のこともきちっとやっぱり説明ができるような今回の提案ならばよかつたなというふうに私自身は思っているんです。ですから、建築基準法というものが何年か忘れちゃったけれどもできて、芯から2メートル下がって、だけれども、今のこの説明の中では家が下がっていない部分もあると仮定して話していますが、こういう方々にも同意というものはもちろんいただかなければ、私はないだろうというふうに思っています。そうすることによって、今までは、塀とか、例えば植木とか、これは補償していましたよね。今度はこの補償というのがなくなるわけでしょう。それはあるの。ああそうなるほど。じゃそれは、その80%以上というかそれは関係ないでしょう。一つの例でいえば、1本の100メートルの道路に1軒か2軒そういう家があったとしても、その人も同意して補償して同意書がもらえれば、100%になるわけだから。そして、初めてそれを隅切り部分については買っていくと、水戸市が。話がごじゃごじゃになっちゃったんだけど、まず、最初から、もう1回聞いたからわかって。その辺から答弁してちょうだい。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

まず、一番初めに、例えばの事例でお話いただきました議員さんが持っている土地の取り扱いがどうなっているんだというようなお話ですけども、こちらのほうは、選挙管理委員会のほうにも確認しまして、土地が寄附になった場合、寄附行為になるかというお話かと思いますが、そちらは寄附行為に当たらないということで確認をしておりますので、その点は問題ないというふうに考えてございます。

〔「問題ないのけ」と呼ぶ者あり〕

○大森建設計画課長 はい。あと、道路の幅員、4メートルではすれ違いができないという、最近車も大型化している中でできないのではないかというようなお話をいただきましたけれども、今回のこの制度の中では、4メートル未満の水戸市道を対象として、いろいろな条件がございますけれども、そういったところで地元の合意形成が得られたものを広げていくというような形で制度の設計をしておりますが、拡張した後の最低幅員が4メートル以上という形になっておりまして、地元の合意形成、もしくはそういった条件をクリ

アすれば、それ以上の幅員にすることも可能な制度設計にはなってございます。そういった意味では、採択されたもの全てが4メートルできちっとでき上がるというというよりは、最低4メートルは確保しつつ、地元の合意形成が得られた場合には、それ以上の幅員で整備することも可能というふうな制度となつてございますので、そこはちょっとすみません、説明が不足していたかもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「法定外道路は」と呼ぶ者あり〕

○大森建設計画課長 それで、あと法定外道路の話ですけれども、実はこれまで狭隘道路の制度設計を行つてきた中で、過去においては、いわゆる法定外の農道ですね、そちらのほうも対象にしていた時期もございました。ただ、やっぱり申請の要望がかなり多くなつてきた中で、まずは水戸市道として管理しているところを最初に整備すべきだろうということで、農道の部分を外して、まず市道として管理している部分の4メートル未満の道路について整備を進めていくというような方針で、今からですと多分10年以上前になると思ふんですけれども、そういった形で進めてきてございますので、今回の制度については、申しわけありません、この制度の中では、今水戸市道として管理している道路で、4メートル未満の道路の場合の制度設計をどうするかということで、今回制度改正をさせていただくような形になってございます。

○黒木委員長 あと、植木とか塀の補償は。

○大森建設計画課長 あと補償の話です。私のほうの説明がちょっと不足して申しわけありませんでした。今回の改正点で、用地の取得についてのお話のときに、これまで土地の買収をさせていただいたものを、寄附として隅切り部分だけは買収という形なんですけど、補償については、今の80%、全体で80%、それから宅地の部分で80%としてカウントした後に採択されたものの場合、当然支障物件が全部下がっているわけではないです、支障物件が存在した場合には、そちらのほうについては補償させていただきます。そこは変わってございません。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 いいですか。

飯田委員。

○飯田委員 この狭隘道路と後退敷地の整備事業というのは、本当に要望、申請が多くて、これまでもなかなか申請した後、工事のほうに移っていけないということで、議会などでも質問がこれまでなされてきました。今回、そういうことで、事業を推進するに当たって、これまでのいろいろな反省点などを踏まえて制度改正に移ってきていると思ふんですが、今回の制度改正に当たって、パブリックコメントをやったと思ふんですが、ちょっといつからやったか私は記憶していませんが、その状況について、まず教えていただきたいと思ひます。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

パブリックコメントにつきましては、12月の時点で行つておりまして、意見として出されたのは1件でございます。ただその1件につきましては、制度の中身に対する意見ではなくて、通常の道路管理の行為についての意見ということでしたので、制度に直接かかわるものではない意見でございました。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。パブリックコメント、最近いろいろやっていますので、若干始めたころと違って関心も少し薄くなって、件数も少ないのかと思いますが、結果につきましては承知しました。

それから、境界が未確定とか、あるいは相続等の遅滞とかそういうことで、その申請した後に工事が進まないということで、その点について今回の改正に当たって、以前の方式とどの辺が違うのかがあれば説明いただきたいと思います。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

すみません、資料の説明をちょっとしていなかったので申しわけありませんでした。

1枚おめくりいただいて、参考資料の1、ちょっと横になっているので、横向きに倒していただきまして、事業採択後の取り扱いという表の一番下になります。協議の有効期限としては1年ということですが、事業を休止してしばらくたっているものについて、この制度では受け付けたもので、事業がもし測量とかやって、いろいろな状況によってとまってしまった場合、代表者にそういった状況を伝えて、1年の間にそこら辺を解決するような方策があるか、ちょっと地元でいろいろ調整する期間は設けてございます。それで、そうしてもだめな場合には、もう一回地元の合意ができるようになった時点で再申請していただくと。そういうような形で、今制度設計を考えてございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうすると、抵当権やあるいは相続がされていない場合、申請はできるんだけど、ただ、その1年間の間に、整理しなくちゃならないということでよろしいんですか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

基本、相続が発生しているものについては、きちんと相続が終わった後に、申請をしていただくという形で考えてございます。ただ、事業に取りかかって用地を買収するまでに、相続等が発生してもめた場合には、そういったことで、1年の間にうまく調整していただくような形で考えてございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 それと、国庫補助を得ながら、この狭隘道路の整備をやっていると思うんですけども、国庫補助の関係で、この80%という要件はそういうところに何か記載があるんですか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

国庫補助は、補助率として50%が補助となりますという事は書いてございますが、80%という、その後退の条件についての記載はございません。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に道路愛称名変更について、執行部から説明願います。

木村技監兼道路管理課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 それでは、建設部道路管理課から、道路愛称名変更について、御報告い

たします。

お手元の道路管理課提出の資料をごらんください。

1の道路愛称名でございますが、現在、三の丸歴史ロード、水戸城跡通りを、水戸学の道に変更する報告でございます。

2の愛称名の変更理由でございますが、平成29年10月、三の丸自治コミュニティ連合会より、弘道館を中心とした地域の街路の愛称を、水戸学の道と設定するよう要望書が提出されました。この要望書には、4,114名の署名が添付されており、三の丸地域では、以前より、水戸学の道のPR活動を行っている旨が記載されております。

また、現在、弘道館・水戸城跡周辺地区では、水戸城大手門の復元を初めとする整備事業を進めているところであり、折しも平成30年度には、明治維新150周年を迎えるところでもあります。

これらを踏まえ、市民の郷土愛を育むとともに、観光面での振興や地域活性化の観点から、水戸駅前より、三の丸歴史ロードと水戸城跡通りを含めたルートを設定し、愛称名を、水戸学の道と変更するものです。

次に、2枚目の位置図をごらんください。

名称変更に伴います、三の丸歴史ロード、水戸城跡通りについてオレンジで染めてありますところを、水戸駅前から赤く周回するように表示してありますのが、水戸学の道でございます。

また、愛称名見直しに伴いまして、銀杏坂通り、柵町城東通りのほうが、一部重複するところがありますので、この2つの路線の愛称名の起点の位置を緑色のよう、若干位置を変更するようにしております。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○黒木委員長 内容につきまして、何か御質問等がございましたら発言願ひます。

中庭委員。

○中庭委員 4,000名を超える署名が出て、今回道路の愛称名を変更するという事なんですが、この起点は水戸駅のペDESTリアンデッキから始まって、ペDESTリアンデッキに戻るということではありますが、この水戸学の道という看板ですか、あるいは宣伝のための標識みたいなものというのは、どんなものかを考えていらっしゃるのか。これを見ると、この水戸三高の脇の道路なんか今度新しく入って、三の丸ホテルの前の道路も入るんですが、何か宣伝の看板みたいなものはつけるのかつけないのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えします。

現在、三の丸歴史ロードと水戸城跡通り、こちらサインマニュアルに基づいた看板のほうが18基、現地のほうについております。こちらのほうを撤去いたしまして、新たに水戸学の道ということで、今現在20基程度の看板をつけかえるように考えております。デザインは今検討中でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 積極的にこれは宣伝をして観光にも役に立つようにしていただきたいと思ひます。以上です。

○黒木委員長 ほかにございませぬか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、この件について終わらせていただきます。

次に、「ゾーン30」について、執行部から説明願います。

木村技監兼道路管理課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 それでは、建設部道路管理課から、ゾーン30について、御報告いたします。

お手元の道路管理課提出の資料をごらんください。

1のゾーン30の概要でございますが、市街地等における生活道路や通学路の安全確保を目的とし、歩行者、自転車の安全な通行を最優先とする区域を設定して、30キロメートルの速度規制やその他の各種交通安全対策を実施するものでございます。なお、この区域の設定につきましては、水戸警察署のほうで定めるものであります。

2の区域の設定の要件でございますが、市街地で生活道路が集積している区域であること、次に、自動車の通行よりも、歩行者、自転車の安全が優先されるべき区域であること、また、通り抜けとして通行するような通過交通の抑制や速度抑制が必要と認められる区域となっております。

3の整備状況でございますが、水戸警察署管内において、平成24年度から整備しており、本市につきましては、平成24年度に城東地区、平成25年度には浜田地区、平成26年度には吉沢地区及び吉田地区、平成27年度については新荘地区及び常磐地区、平成28年度には緑岡地区を整備しております。今年度は梅が丘地区について水戸警察署が茨城県公安委員会に上申して決定を受けたものでございます。平成30年度につきましても、地域や学校の意見を踏まえながら実施する予定でございます。

4の整備例につきましては、水戸警察署が行う整備といたしまして、時速30キロメートルの速度規制標識と、ゾーン30の路面標示の設置、また水戸市が行う整備としまして、区画線及び路肩のカラーペイントの設置でございます。

次に2枚目の整備計画図をごらんください。

オレンジ色の縁で囲われましたクリーム色の部分が今回の指定区域でございます。その中のピンク色の線が通学路としております。緑色の線につきましては、水戸市のほうが施行する路肩のカラー設置箇所でございます。また、交差点部におきましては、黒丸で示しております箇所には、クロスマークの路面標示及び停止線手前に立体減速標示シート等を標示して速度の抑制を図るものでございます。右側の中心部にあります緑色で着色したところはスクールゾーンの路面標示となります。

最後に、茶色の丸印につきましては、水戸警察署のほうで施行しますゾーン30の区域の標識とゾーン30の路面標示を示しております。

資料の説明は以上でございますが、今後とも関係課や水戸警察署との関係機関との連携をし、通学路の安全確保に取り組んでまいりたいと思います。

なお、この案件につきましては、本日総務環境委員会、文教福祉委員会でも同様の報告をしております。説明は以上です。

○黒木委員長 内容につきまして、何か御質問等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 この地域の近くに住んでいる者として、こういうふうゾーン30が整備されるのは非常にい

いことだというふうに思います。特に生活道路がたくさんあって、ここは団地がいっぱいあるところですから、当然だと思いますが、そこで1つ、道路の入り口にはゾーン30が設定されるんですが、例えばそのゾーン30の指定された道路の中間点、あるいは3分の1とか3分の2のあたりに、もう一度ゾーン30だと印をつけるようなことも必要じゃないかと。例えば、都立美煎の前に見川町のコスがありますよね、そこにゾーン30が出ますが、これからずっと行くと、やっと常磐大学の前に来てもう一回出るということで、この間の区間に印がないということで、この間の何か注意、そういう印みたいなものはないのかということが1つ質問です。

2つ目は、平成30年度もこの地域をやるというんですけれども、これは2年間で終わっちゃうということですか。要するに、これ見和1丁目ですよね、主にね。だから見和2丁目、3丁目も含めて全部これで終わると言うことを言っていच्छるのか、どうなのかと。それから、水戸市でどのくらいお金かけてこれをやっているのかも含めて、答弁を求めたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず1つ目のゾーン30のエリアの中での中間点にも、ゾーン30の標示というものが必要ではないかという御質問かと思われませんが、こちらのほうは、水戸警察署のほうにその旨の御説明というか、要望をしまいたいと思います。

それと2つ目の平成30年度、こちらが梅が丘地区ということで、水戸警察署のほうも予算の都合でこの一部のエリアしかできていませんので、来年度も残りの部分ということで計画はしておりますが、ちょっと警察の予算的なものほうも私のほうで把握しておりませんので、全部できるかどうかは、今後平成30年度に入りまして、調整しながら進めていきたいと思います。

あと、最後のどのくらい費用がかかるのかということでございますが、水戸市のほうとしては、今年度500万円ほど事業費は持っております。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 ぜひ、途中にもう一度ゾーンが設置できるようにお願いしたいというのと、あとはやっぱり、500万円程度でできるわけですから、水戸市の予算では。見和2丁目、見和3丁目も含めてたくさんの生活道路が入っている地域ですから、ぜひここを来年度中に完了できるようにしていただきたい。そして、要望ですけれども、せっかくここまで来たら、見和1丁目から5丁目のあたりも含めて、ぜひ今後の計画の中に入れていただきたいと。以上です。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 ゾーン30、やっぱり通学路の安全を守るということで、非常に地域から要望があったり、望まれる施策だと思うんですが、前にやっぱり議会の質問の中でもありまして、これは、ずっと続くんじゃないかとそのうち終わるような話もあったんですが、平成30年度については残りの部分をやるということになってきておりますが、これは、あくまでも県のほうから示されるのは、年度に入ってからやるということが決まってくる、そういうことなんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

事業としてはまだまだ継続していく通達も来ておりますので、平成30年度に入りましても、なるべく早い段階で水戸警察署のほうと現地調査をしながら事業を進められるようにしていきたいと思います。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

これは水戸警察署管内ということで、茨城町と大洗町も入っているわけでありまして、そちらのほうでもやっているのでしょうか。そうすると、年度当たり2つの区域というのは水戸市では無理なんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

水戸警察署管内ということではございますが、平成24年度から現在まで、水戸市以外では実施はしておりません。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 安倍総理大臣が、少子・高齢化を北朝鮮問題と同じように、国難だと位置づけていますね。今、テレビ等、マスコミで報道があるように、高齢者が若い命を奪っているんですよ。車が逆走したり、人の列に突っ込んで、高齢者が若い人の命を奪っている。まさかこのゾーン30を設定した水戸市の部分には、これまでそういう事故とか、あるいは人身事故とか、そういうことは過去にありませんか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。

水戸地区内でゾーン30を実施しまして、今まで各エリアでゾーン30を標示してから、随分交通事故のほうは減っております。平成28年度まで、全国で整備した警視庁のほうの統計が去年の年末に発表されてはいるんですが、ゾーン30を標示したエリアが全国で平成20年度末で3,105カ所ありまして、交通事故のほうは23.5%減少しているというデータは出ているということになっております。

以上です。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 ゾーン30というのは、あくまでも小中学生の通学路の安全確保ということを目的で設定されているわけであって、今まで平成24年度から城東、吉沢・吉田、緑岡地区など5カ所しかやっていないんだけど、水戸市で相当そういう危険箇所があろうかと思うんですよ。あるいはまた新たな要望が市民から出ていると思うんですよ。そういうところについても、積極的にゾーン30の設定について、取り入れていかなきゃならないのかなと思いますけれども、平成30年度に実施する場所というものはどこを予定していますか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。

平成30年度の施行予定箇所といたしましては、今回梅が丘地区のエリアが相当広いものですから、梅が丘地区のその2というような形で梅が丘地区の未整備箇所のほうの整備をしていくということになっており

ます。

○黒木委員長 わかりました。

ほかにはないようですので、この件について終わらせていただきます。

次に、南町3丁目危険建築物に係る行政代執行について、執行部から説明願います。

川崎技監兼建築指導課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 それでは、お手元に配付してございます都市計画部建築指導課提出の資料を御参照願います。

本件につきましては、平成28年11月の都市建設委員会で、南町3丁目の空きビルにおきまして、危険な外壁の撤去に向けた行政代執行の手続を進めてまいりますと報告させていただきました案件についてでございます。

それでは、南町3丁目危険建築物に係る行政代執行について、御説明いたします。

本市は、南町3丁目危険建築物につきまして、これまで特に危険な箇所の安全対策を講じるとともに、所有者に対し、平成27年7月に危険な外壁の撤去に関する命令などを行っているところでございます。

しかしながら、現在までに所有者において、命令に係る措置は履行されておりません。

そこで、本市は、市民や近隣の方々の安全確保、人命優先の観点から、建築基準法及び行政代執行法に基づき、危険な外壁の撤去の代執行を下記のとおり実施してまいりたいと考えております。

まず、1の実施時期でございますが、平成30年1月下旬に着手いたしまして、約4カ月程度を予定しております。

2の主な措置の内容は、外壁の撤去でございます。

3の措置に係る費用につきましては、予算額で2,500万円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 それでは、内容につきまして、御質問等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 やっぱり所有者の方が応じないということで、代執行はやむを得ない処置だと思います。

そこで、外壁撤去の件なんですけど、外壁撤去をした場合に、今度は雨風などによって建物が傷んでしまうということも出てくると思いますが、この点はどのような対応をしていくのかということ、かなりあそこは大変な地域でありまして、非常に狭い建物ですから、どんなふうな外壁撤去を行うのか、周辺の方は一刻も早い外壁撤去を望んでおりますので、ぜひ、これは安全に、そしてスムーズにやっていただきたいと思いたすがいかがでしょうか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

外壁撤去した後、飛散防止のため、ネット等で養生してまいります。引き続き、事務管理を継続してまいります。それと、外壁の撤去でございますが、大変狭いエリアでございますので、外壁等もかなり危険な状況でございますので、人力で撤去のほうをしてまいりたいと考えております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 安全対策を十分に行って、外壁を撤去していただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございますか。

飯田委員。

○飯田委員 この案件ですけれども、所有者のほうで応じないということで、今回行政代執行するというところでありますが、昨年の報告以降、この所有者のほうと交渉をやっていると思うんですが、その主な経過をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

昨年の報告以降、所有者と6回ほど面談をしておりますが、やはり、主張内容としましては、経済的な理由により実行が困難であるとのことでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

あとですね、この間、パネルといいますか、外壁を張って安全対策をしたり、今回2,500万円の予算がかかるということで、代執行はこれからですけれども、その後、これは所有者のほうに、その金額に見合うものを請求する予定にもちろんなると思うんですが、その辺についてお尋ねします。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 代執行後ですが、費用が確定しましたら、所有者に請求をいたしまして、その後は、差し押さえ等も検討してまいりたいと考えております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうするとその費用の請求は、この代執行の部分だけじゃなくて、これまでの全部ということによろしいですか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの質問にお答えいたします。

以前から、事務管理で行っている費用につきましても、同様に請求をしてみたいと考えております。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わらせていただきます。

次に、その他に入らせていただきます。

委員から何かございますか。

中庭委員。

○中庭委員 私は、泉町周辺地区開発事務所の所長さんに質問したいんですが、泉町1丁目の再開発事業について、水戸市は昨年の11月に、県に事業認可の申請をいたしました。そしてその後、水戸市は県の認可を受けて、この事業認可の意見公募、あるいは縦覧を行うということですが、このスケジュールはどうなっているのか。私たちは、この泉町1丁目の再開発事業については、これは行うべきではないと、莫大

なお金をかけてまで、地域を再開発することは認められないという立場でありましたが、そういう点では、今後の事業認可の計画、意見公募、あるいは縦覧場所、そして期間についてはどのようなことになっているのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

泉町1丁目北地区市街地再開発事業の事業計画の縦覧につきましては、昨日県のほうから縦覧する旨の通知をいただいたところです。今、縦覧に向けまして市のほうで手続を進めているところでございますが、予定といたしましては、明後日の1月12日から縦覧開始、1月25日までの2週間で縦覧を予定しているところでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 意見公募はどんなふうになるんですか、意見公募。そして、その後のスケジュールはどうなるのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 補足で御説明申し上げます。

意見書の提出期間は、1月12日の縦覧開始の日から、2月8日までを予定しております。その後の手続でございますが、意見書はあくまで事業認可の認可権者である県知事宛てに提出されるものでございますので、今後の縦覧期間、あるいは意見書の提出期間を踏まえて、その状況を見て、今後の流れにつきましては、県のほうとも調整してまいります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 縦覧場所は、泉町周辺地区開発事務所がある4階で、1カ所だけで行うということですが、やはり市民の皆さんから1万5,000名近い署名が出されているところでもありますので、1カ所では少ないんじゃないかということで、なぜ1カ所なのか、例えば臨時庁舎でも行うべきではないかと思うんですが、その点の考えはないのか、お答えいただきたい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

縦覧場所につきましては、これまで同様の組合施行の再開発事業の事業認可でもそうでありました。今までのケースと同様、担当事務所縦覧するというので、当泉町周辺地区開発事務所1カ所のみを予定しております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり結局この事業認可が行われていくと、今度は権利返換、そして、建物の撤去ということで、結局は地権者で反対の方がいても無理やり強制執行をしていくということになりますので、私はこういう事業認可を申請した、あるいは事業認可の縦覧を行うということは、非常にこれは問題であり、中止すべきだということを主張して、私の意見を終わりにしたいと思います。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 2時28分 散会